

国指定下北西部鳥獣保護区

変更計画書

(区域の縮小)

平成26年11月1日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定下北西部鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

青森県下北郡大間町所在国有林下北森林管理署2004から2009まで、2012から2018まで及び2025から2033までの各林班の区域、同郡佐井村所在国有林下北森林管理署2234林班い及びろ、ほ1からか3まで、ロからへ及びカからソまでの各小班、2235から2240までの各林班、2314林班ほからへ3まで、ち、へ及びト6の各小班、2315、2316、2318及び2320の各林班、2325林班へ及びトの各小班、2328林班ろ1、に、ル、ワ1、ワ2及びカの各小班並びに2329から2331まで、2335、2336及び2340から2343までの各林班の区域、むつ市所在国有林下北森林管理署972、973及び983から985までの各林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地の区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、下北半島の西側に位置し、ブナ林及びブナ・ヒノキアスナロ混交林のほか、スギ及びカラマツ等の造林地並びに切り立った断崖海岸線、風衝地から成り、多様な植生及び地形等を有している。

このような自然環境を反映して、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマのほか、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、ハヤブサ等の生息及び繁殖が確認されている。さらに、当該区域は、オジロワシ等の渡り性の猛禽類が北海道と本州を行き来する際の結節点であり、かつ、魚類、水鳥等を捕獲する餌場、渡りにおいて飛翔高度を確保する上で重要な崖地等を含み、これらの生息上重要な区域である。

このように、当該区域は、ニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の生息にとって重要な区域であることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣の生息地の保護区として、ニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
- 3) 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 国指定鳥獣保護区周辺における農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 区域を縮小する理由

当該鳥獣保護区については、オジロワシ、ハヤブサ、ツキノワグマ、ホンドザル等の希少鳥獣の生息地の保護区として昭和59年に指定されたが、平成18年度に「下北半島のホンドザル」が環境省レッドリストの地域個体群から削除されたため、今回の更新にあたっては指定理由から「ホンドザルの保護」を削除して、事務所案を作成したところである。

当該事務所案について平成26年5月20日付けで地方公共団体に事前意見照会を行ったところ、佐井村から鳥獣による被害を理由に放牧地等の区域を除外してほしいとの意見があった。

以上を踏まえ、同村から意見のあった区域について検討を行ったところ、ツキノワグマ及びオジロワシの保護に特段重要な区域ではなく、当該区域削除後も本鳥獣保護区においてそれらの保護を引き続き図ることが可能であり、規制は指定の目的及び理由を達成する必要最小限の範囲であるべき、との観点から削除することとしたものである（32ha）。

4 更新する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 4,914 ha(4,946ha)

内 訳

ア 形態別内訳

林 野	4,910 ha(4,943ha)
農耕地	- ha(-ha)
その他	4 ha(3ha)

イ 所有者別内訳

国有地 4,874 ha(4,904ha)

国有林	{ 林野庁所管 4,870 ha (4,901 ha) { 制限林 4,197 ha (219ha) 普通林 673 ha(4,682ha) 他所管 - ha (-ha)	
		国有林以外の国有地 4 ha (3ha)
		地方公共団体有地 0 ha (0ha)
私有地等	40 ha (42ha)	
公有水面	- ha (0ha)	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域 (下北半島国定公園)	2,221 ha (2,221 ha)	{ 特別保護地区 820 ha (820ha) 特別地域 1,401 ha(1,401ha) 普通地域 - ha (-ha)	
			文化財保護法による地域 1,231 ha
			(下北半島のサルおよびサル生息北限地) (1,231 ha)

(注) () は、既指定の区域面積

5 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地及び水面における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、下北半島の西側に位置し、大間町奥戸川から佐井村原田川流域と津軽海峡に面した佐井村福浦からむつ市九艘泊地区の2区域からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は、東北地方脊梁山脈の最北端の隆起帯に位置し、起伏の大きい山地から成り、福浦から九艘泊に至る海岸地域は、高低差10mから100mの切り立った断崖がある。主として先第三系基盤岩類とこれを不整合に類従する変質の著しい新第三系の火山岩、火山砕屑岩等から構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高200mから400mの奥戸川上流から原田川上流までは、冷温帯のブナ帯に属するヒノキアスナロ及びブナの混交林、標高400m以上では、ブナの純林が広がる。また、標高200m以下では、二次林のブナ・ミズナラ林とスギ、カラマツ等の植林地が広がる。さらに、福浦より九艘泊に至る海岸地域は、風衝地であることからエゾイタヤ及びシナノキ群落が分布し、一部安定したところにはミヤマビャクシン、コハマギク、オオウシノケグサ、ベンケイソウ、アキカラマツ等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域全域では、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドザル等の哺乳類の生息が確認され、海岸部の切り立った岩場や河口周辺は、オジロワシ、ハヤブサ等の希少猛禽類の生息地となっている。当該区域北部ではコクガンやクマタカ、南部ではミサゴなどが目撃されている。

また、哺乳類では、ホンドザルが当該区域全域を含めて下北半島の南西部から北西部にかけて生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域を含むむつ市、大間町、佐井村では、ホンドザル等による稲、野菜、果樹等の農作物の食害等があり、被害額は下表のとおりである。

年度	被害額 (千円)	被害面積 (ha)
平成23年度	4,490	3.4
平成24年度	3,188	3.5
平成25年度	3,591	2.3

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

7 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

①鳥獣保護区用制札 21本

②案内板 6基

文化財保護法による地域 (名称：国指定天然記念物 下北半 島のサルおよびサル生息北限地)	1, 231 ha	ha	1, 231 ha	721 ha	ha	721 ha	ha	ha	ha
--	-----------	----	-----------	--------	----	--------	----	----	----

生息する鳥獣類(下北西部鳥獣保護区)

ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科	○	ヤマドリ キジ	
【カモ目】	カモ科	○	オオハクチョウ マガモ カルガモ シノリガモ ホオジロガモ ウミアイサ	LP
【ハト目】	ハト科	○	カラスバト キジバト アオバト	NT
【カツオドリ目】	ウ科	○	ヒメウ ウミウ	EN
【ペリカン目】	サギ科	○	アオサギ コサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○	ホトトギス カッコウ	
【チドリ目】	シギ科 カモメ科	○	アオシギ ウミネコ オオセグロカモメ	
【タカ目】	ミサゴ科 タカ科	○	ミサゴ トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>チュウヒ</u> <u>オオタカ</u> ノスリ <u>イヌワシ</u> <u>クマタカ</u>	国天、国内希少、VU 国天、国内希少、VU EN 国内希少、NT 国天、国内希少、EN 国内希少、EN
【フクロウ目】	フクロウ科		コノハズク	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科		アカショウビン	
【キツツキ目】	キツツキ科	○	コゲラ コアカゲラ アカゲラ アオゲラ ヤマゲラ	
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科	○	<u>ハヤブサ</u>	国内希少、VU
【スズメ目】	モズ科 カラス科	○	モズ カケス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	キクイタダキ科	○	キクイタダキ	
	シジュウカラ科	○	コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ	
	ツバメ科	○	ツバメ イワツバメ	
	ヒヨドリ科	○	ヒヨドリ	
	ウグイス科	○	ウグイス	
	エナガ科	○	エナガ	
	ムシクイ科	○	センダイムシクイ	
	レンジャク科		ヒレンジャク	
	ゴジュウカラ科	○	ゴジュウカラ	
	ミソサザイ科	○	ミソサザイ	
	ムクドリ科	○	ムクドリ	
	ヒタキ科	○	ツグミ コルリ	

目	科		種または亜種	種の指定等
	スズメ科		スズメ	
	セキレイ科	○	キセキレイ	
		○	ハクセキレイ	
	アトリ科	○	カワラヒワ	
			マヒワ	
		○	ウソ	
	ホオジロ科	○	ホオジロ	
			アオジ	
合計	13目		32科	67種

イ. 獣類

目	科		種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科		カワネズミ	
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科		クロホオヒゲコウモリ	VU
			ホンドノレンコウモリ	VU
			モリアブラコウモリ	VU
【サル目】	オナガザル科	○	ホンドザル	国天
【ネコ目】	イヌ科	○	ホンドタヌキ	
		○	ホンドキツネ	
	イタチ科	○	ホンドテン	
			ホンドイタチ	
			ホンドオコジョ	NT
		○	ニホンアナグマ	
	クマ科	○	ニホンツキノワグマ	LP
【ウシ目】	ウシ科	○	ニホンカモシカ	国特天
【ネズミ目】	リス科	○	ニホンリス	
			ホンドモモンガ	
【ウサギ目】	ウサギ科	○	トウホクノウサギ	
合計	7目	9科	16種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（2012年、日本鳥類学会）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）」に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト（平成24年、環境省）（ア. 鳥類）

レッドリスト（平成24年、環境省）（イ. 獣類）

CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。